

岩手県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
公益財団法人総合 花巻病院	花巻市花城町4 番28号	花巻市御田屋町 4番56号	総合花巻病院居宅 介護支援事業所	花巻市花城町4 番28号	花巻市御田屋町 4番56号	令和2年3月 1日